

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 6 件

鹿児島国民年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年8月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年8月まで

私は、国民年金の加入手続をしたとき、町役場の国民年金担当の方から、「付加保険料400円を納付すれば将来有利になりますよ。」と聞き、定額保険料に加え、付加保険料についても申し込み、納付していた。しかしながら、申立期間の国民年金の納付記録が、定額保険料だけを納付した記録となっており、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和46年1月16日に町（現在は市）に払い出されていることが確認でき、その時点では、制度上、45年10月に遡って付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付した後、同年9月に共済年金に加入したことにより、同年12月6日付けで、同年9月から同年12月までの4か月分の保険料を還付請求していたことが、町の国民年金被保険者名簿で確認できるところ、申立人の特殊台帳の備考欄に「還付 S49.9~49.12 まで 3,600円」の記載が確認でき、当該還付金額は、昭和49年度の定額保険料（900円）の4か月分の合計額と一致することから、申立人は当該期間の付加保険料を納付していなかったものと考えられることを踏まえると、申立期間についても、付加保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその母親も、付加保険料を納付した形跡が確認できないほか、申立期間は47か月間と長期間であることから、事務処理上の誤りがあったものとは考え難い。加えて、申立人が、申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの期間及び58年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和58年10月から60年3月まで

私は、老後の生活のためと思い、国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。領収書等は保管していないが、途中で保険料を納付できなかった記憶は無く、納付できなくなる理由も思い当たらないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金加入期間において途中で国民年金保険料を納付できなかった記憶は無く、納付できなくなる理由も思い当たらないとして申し立てしているところ、申立人から国民年金保険料の納付について聴取しても、集金人に毎月現金納付していたこと以外には記憶が無いとするのみで、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、現在の住所地に転居した昭和53年1月以降の国民年金保険料のうち、昭和52年度から54年度までの期間、56年度及び57年度の国民年金保険料について、複数回にわたって過年度納付していることが確認でき、前述の申立人の主張と異なっているほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの期間、57年4月から59年3月までの期間、60年4月から62年10月までの期間、62年12月、63年7月及び平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 10 月まで
④ 昭和 62 年 12 月
⑤ 昭和 63 年 7 月
⑥ 平成元年 2 月

申立期間当時は自営業をしており、私の元夫が経理や生活費など全ての金銭管理をしていた。また、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付も全て元夫が行っていて、元夫は「経営が苦しいときには免除申請の手続をした。」と話していた。私の納付記録は元夫と同じで未納期間は無いはずなので、元夫の納付記録と照合し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が申立人の保険料納付を行っていたとしているところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における国民年金保険料の納付状況は、市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等により、申立期間②の一部の期間を除き、申立人及びその元夫は共に未納となっていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間⑥直後の平成元年6月及び2年1月の国民年金保険料を3年5月28日に過年度納付していることが確認でき、その時点では、全ての申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその元夫から、申立人の国民年金保険料の納付について聴取できないため、当時の状況が不明であるなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 50 年 2 月まで

私は、県外の会社を退職して実家に帰郷した昭和 48 年 12 月頃、母から勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、次の仕事が内定するまでの間、母が集金人（民生委員）に納付していた。また、現在は保管していないが、短冊のような形状の領収書をもらった覚えがあるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 9 月 16 日に市に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立人に国民年金への加入を勧め、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間当初の昭和 48 年 12 月当時は国民年金に加入していないことが、市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 736 (事案 613 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭 和 57 年 4 月 から 63 年 6 月 まで

申立期間当時、私は、A業を経営しており、社会保険事務所(当時)から社会保険への適用を何回も促されていたが、私から社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待つてほしい。」というやりとりをしたことを記憶している。当時、事務の事務をしていた労務事務所も当時の経緯を把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

前回、この申立てのうちの一部の期間については、記録の訂正が認められたが、認められなかった昭和57年4月から63年6月までの期間についても、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金に係る事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかったほか、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月22日付けの通知が行われている。

申立人は、新たな事実が無いものの、上記の通知に納得がいかないとして、当委員会に再申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 737 (事案 614 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの期間及び57年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月まで

申立期間①を含む時期は、亡くなった私の両親が私の国民年金保険料を納付しており、当時の両親の収入を考えると、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②を含む時期は、私の夫が、A業を経営しており、社会保険事務所(当時)から社会保険への適用を何回も促されていたが、私の夫が社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待ってほしい。」というやりとりをしていたことを記憶している。当時、事務の手續を依頼していた労務事務所も当時の経緯は把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

前回、これらの申立てのうちの一部の期間については、記録の訂正が認められたが、認められなかった昭和38年4月から43年3月まで期間と57年4月から63年6月までの期間についても、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①は、町の被保険者名簿により、当該期間直後の期間の昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料を44年1月に一括納付していることが確認され、その時点で、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立期間②は、申立人が申立期間の国民年金に係る

事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった、iii) 申立人及びその両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっているため、国民年金保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 22 日付けの通知が行われている。

申立人は、新たな事実が無いものの、上記の通知に納得がいかないとして、当委員会に再申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月25日から29年4月1日まで
② 昭和29年4月1日から31年4月30日まで

申立期間①及び②については、私が昭和32年5月13日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、当時、脱退手当金という制度は知らなかった上、申立期間②に係るA社において退職時にもらったのは給料のみであり、その後に、脱退手当金を請求したことも、これを受け取った記憶も無い。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①及び②について、「脱退手当金支給済」との表示に加え、「保険給付」欄にもその旨の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の申立期間②における資格喪失日である昭和31年4月30日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者16人（申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、半数を超える9人について脱退手当金が支給済みとなっている上、このうちの6人が各々の資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所においては事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に脱退手当金が支給された時期は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和31年4月

30日以降、通算年金制度が創設される36年11月までの間、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 30 日から 40 年 8 月 11 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が昭和 40 年 11 月 10 日に支給されているとのことであった。
しかし、私は、母の看護のため、申立期間の事業所を退職後すぐに帰郷し、また、当該事業所から脱退手当金はもとより、退職金を受け取ったことも、制度に関する説明を受けたことなども無い。
申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄年金事務所が保管している申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険給付金裁定並支出伺」等では、その「住所」欄に、申立人がA社を退職後に帰郷した実家の所在地が記載されているなど、これらの書類そのものに不自然な記載は確認できない。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月10日に支給決定されている上、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 14 日から 38 年 12 月 27 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が昭和 39 年 7 月 9 日に支給されているとのことであった。

しかし、私は、申立期間の事業所の敷地内にあった寮に住んでいたところ、当該事業所を退職後すぐに帰郷し、また、退職金や脱退手当金をもらったか否か記憶も定かでない。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 7 月 9 日に支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 6 月 1 日以降になって払い出され、オンライン記録等により、同年 4 月 10 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、本来ならば、申立期間の事業所に係る資格喪失日である 38 年 12 月 27 日から、申立人の国民年金の資格取得日である 40 年 4 月 10 日までの間は国民年金の強制加入期間であるものの、申立人は当該期間において国民年金に加入していない上、申立人は「国民年金の加入手続は夫が行ったと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 753 (事案 462 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から42年9月15日まで
② 昭和42年9月15日から43年10月14日まで
③ 昭和43年10月14日及び同年同月15日

私の厚生年金の記録は、昭和27年5月から43年9月までの198か月について脱退手当金を支給されたこととされているが、申立期間①以前の36年3月頃に約11万円を受給した記憶がある。

また、私は、申立期間以降は、それまで勤務していた会社の健康保険組合に出向し、共済組合に加入したので、この時点から退職までの90か月分の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

前は、この申立てが認められなかったが、社会保険庁(当時)から私に送付されてきた「ねんきん特別便」の「⑫共済組合等加入月数」欄には「90」と記載されており、私は脱退手当金を受給していないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金は、申立期間を含む昭和27年5月16日から43年10月15日までの198か月について、44年4月15日に支給されていることが確認できるところ、申立期間①の事業所(申立期間③の事業所と同じ。)の被保険者原票には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間を含む脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③の事業所を退職した約6か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は、申立期間①以前の期間(108か月)の脱退手当金は受給したこと、及び当該受給したとする金額は、約11万円であったと述べているところ、当該金額は、申立期間を含む198か月分の支給額に相当することが確認できる上、申立人には共済組合への加入記録は無く、

申立人が申立期間②の健康保険組合に異動した時期は42年9月15日であり、36年4月に申立期間①の事業所を退職していないことが確認できることから、申立人の主張は不自然と言わざるを得ないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③の合計90か月について、「ねんきん特別便」の「⑫共済組合等加入月数」欄に「90」と記載されており、脱退手当金を受給していないので、上記の通知に納得がいかないとして、当委員会に再申立てを行ったが、当該欄は、「③加入制度」欄に「合算」と表示されているときは、共済組合の加入月数のほか、昭和36年4月以降の厚生年金保険被保険者期間のうち、脱退手当金を受給した期間など年金額には反映されない合算対象期間（申立人の場合は、申立期間①、②及び③の期間に相当。）の月数が表示されているものであり、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から 5 年 10 月 29 日まで
② 平成 5 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①に係る標準報酬月額については、私が A 社から実際に受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

このことは、私の給料支払明細書で分かるので、当該期間について、受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、私が平成 4 年 3 月に、同じく A 社へ入社し試用期間を経た後、同年 7 月から 5 年 10 月までの間継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が保管している平成 5 年 10 月分の給料支払明細書から、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに、見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の妻が保管している申立人の給料支払明細書から、申立期間①における各月の給与支給総額及び保険料控除額が確認できるものの、それぞれに見合う標準報酬月額の高い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額に比べて、同額又は低額と認められる。

また、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②については、申立人の妻が保管している申立人の給料支払明細書、及び申立事業所における元社会保険事務委託先が保管している申立人に係る賃金台帳2枚では、申立人が申立期間②に当たる平成5年10月分給料から、当該月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録、及び申立事業所における元社会保険事務委託先が保管している申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)(写)では、申立人のA社における離職日が、オンライン記録と一致することとなる平成5年10月28日となっていることが確認できる。

また、前述の元社会保険事務委託先が保管している申立人に係る平成5年10月の出勤簿には、申立人が同年10月28日まで申立事業所で勤務していたことを示す「出」と記載されていることに加え、翌10月29日の日付欄には「退職」と記載されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第19条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、前述のとおり、平成5年10月29日となり、申立人の主張する同年10月は厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成5年10月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として働いていたことは間違いなく、また、当該事業所で一緒に勤務したところのある元同僚には加入記録があるとのことだったので、私も加入しているはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元専務取締役を含み元同僚4人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社では、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所では、「申立期間当時は、従業員が厚生年金保険に加入するか否かに関し希望制を採っていた。」と回答している上、前述の元同僚のうちの一人は、「私は、昭和 53 年 4 月頃か 5 月頃に申立事業所に入っているが、厚生年金保険の資格取得日は翌年の 54 年 2 月 1 日となっている。また、当該事業所では、厚生年金保険の加入は希望制であったところ、私は結婚を契機に希望して加入した。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員をその勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期

間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間に係る加入記録が確認できないとともに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。